

平成26年度 小学校教科用図書採択について

教科書検定

文部科学省が、教科書の記述が客観的で公正なもので、適切な教育的配慮がなされているかを検定し、検定に合格した教科用図書が採択対象となる。

教科書採択

今年度の平成27年度から30年度に公立小学校で使用する教科書について、県教育委員会の指導、助言、援助のもと、検定に合格した教科用図書の中から、採択地区ごとに採択協議会でさらに調査研究し、地区内市町教育委員会が共同採択する。

採択までの流れ (平成26年4月～8月31日まで)

(義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令第十三条)

4月 文部科学省

検定合格教科用図書の公表 (検定申請点数139点全て合格)

県教育委員会

県教科用図書選定審議会委員を任命し、選定審議会を設置する。

(義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律第十一条)

選定審議会

5月

- ・採択基準を作成する。
- ・調査項目を策定し調査する。
- ・調査結果を「選定資料」にまとめる。
- ↓
- ・結果を県教育委員会に答申する。

6月

県教育委員会

「選定資料」を決定し、採択地区へ配布する。

7月

採択地区協議会 5地区を予定 (福井高志・坂井・奥越・丹南・嶺南)

*市町教育委員会の意志確認後決定 (第十二条)

- ↓
- ・採択教科用図書の調査研究をする。
- ↓
- ・採択教科書を決定する。

市町教育委員会

・教科書採択を決議する。

8月

・県教育委員会に採択結果を報告する

県教育委員会

・需要数を文部科学省に報告する。

県立高等学校・県立特別支援学校高等部・県立中学校の教科書採択について

1 採択する教科書

○県立高等学校・県立特別支援高等部

- ・毎年、次年度に使用する教科書を採択
- ・今年度は、平成27年度の主に3年生が使用する新規検定教科書を調査研究し、選定

○県立中学校

- ・4年ごとに採択
(他の中学校は、平成23年度に平成24～27年度使用の教科書を採択済み)
- ・平成27年度1年生が使用する教科書を採択

2 方針

各学校は、教育課程および生徒の実態、進路の状況等を踏まえ、使用する教科書の調査研究を十分に行い、県教育委員会に採択希望教科書を申請する。

県教育委員会は、客観性・高い専門性を基に判断できる保護者を含めた外部有識者による本県独自の教科書採択資料作成委員会を設置し、各学校から申請された教科書について、再度、慎重に審議し、採択する。

3 採択までの流れ

5～7月 各学校 ・教科書調査委員会を設置し、採択希望教科書を調査研究・選定

教育委員会 ・教科書採択資料作成委員会を設置
・新規教科書の調査を基に協議

教科書採択資料作成委員会
・新規教科書の調査
・各学校の採択希望教科書を点検
・採択資料を作成し、教育委員会に提出

8月 教育委員会 ・採択希望教科書を決定